

延長保証保険 検査コース

検査特例あり	検査特例なし
書面検査 	実地検査 

※検査特例

次のいずれかに該当する場合は、住宅事業者が行った現況確認を利用して現場検査の一部（住宅の現況の確認部分）を省略できます。

■ 現況確認が次のいずれかの者により行われている場合

- ・ 既存住宅状況調査技術者の有資格者
- ・ 住宅事業者の委託を受けたハウスメーカーの現場検査の受託検査機関
- ・ 住宅事業者の受託を受けたハウスメーカーの登録検査会社である検査機関

■ 住宅事業者が次のいずれかに該当する場合

- ・ 住宅事業者が点検ガイドラインと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている
- ・ ハウスメーカーの現場検査の受託検査機関である
- ・ ハウスメーカーの登録検査会社である検査機関である

※自社で点検基準を定めている場合と、検査機関への委託を前提とする検査特例の適用を受けるためには、事前の申請が必要です。